２０２１．４．１

グループホーム

契　約　書

（短期利用）

当事業所は、ご契約者様に対して認知症高齢者グループホーム（認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護）を提供いたします。サービス利用に関する契約内容を次のとおり説明します。

アライヴ株式会社グループホームあいむ

認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護
利用契約書

契約当事者の表示

利用者

氏　名

性　別	男・女	生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日
被保険者証番号			
要介護状態区分		要支援２　、要介護　１・２・３・４・５	
要介護認定の有効期間		～	
被保険者証記載の特記事項（特記事項がない場合は斜線を引く）			

認知症

診断名	
診断医師名	
診断年月日	

利用者代理人

氏　名

（利用者との関係：　　）

指定認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防指定認知症対応型短期利用共同生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という）

事業者名　　アライヴ　株式会社

事業所（認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、以下「認知症高齢者グループホーム」略称「グループホーム」）

（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号：２７２００１５３９　）

事業所名　　グループホーム　あいむ

利用開始日　　令和　　年　　月　　日

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第１条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間と利用期間）

１．本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２．本契約でいう「契約期間」とは、前項に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に指定認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第３条（身元引受人）

１　事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

２　身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第４条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

① 要支援２、要介護１～５の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること

② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

③ 他人に害を及ぼさないこと
④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第５条（認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護計画の作成）

1　事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型短期利用共同生活介護計画・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。

2　事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。

3　利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の実施状況の確認、介護記録の開示を求め、介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

4　事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

第６条（サービスの内容及びその提供）

1　事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

①　介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

ｱ.　入浴、排泄、食事、着替え等の介護
ｲ.　日常生活上の世話
ｳ.　日常生活の中での機能訓練
ｴ.　相談、援助

②　介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

2　事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

3　事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。基本的には、あらかじ

め利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行います。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとします。

4　事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

第７条（医療上の必要への対応）

1　事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう連携をとっています。

2　事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。状況によっては、救急搬送により、主治医以外の他医療機関での受診、適宜医師の判断により処置が行われる場合があることをご了承ください。なお、速やかにご家族に連絡いたしますので、必ず付き添いをお願いいたします。

第８条（利用料等の支払）

1　利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。

2　事業者は、利用者が事業者に支払うべき認知症対応型短期利用共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。

3　利用料の支払いは、利用開始前に利用予定日数分の預かり金（１日あたり 6,000 円）を現金徴収し、利用最終日に精算するものとする。

4　事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。

第９条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第 10 条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有し

ます。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること

② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること

③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること

④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること

⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること

⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること

⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること

⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと

⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと

⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第 11 条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること

② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと

③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。

ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること

⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について 利用者及び利用者代理人は協力すること

第 12 条（造作・模様替え等の制限）

1　利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。

2　利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。

3　利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第 13 条（利用の中止・変更・追加）

①利用者及び利用者代理人は前項に定める利用期間前において、指定認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者及び利用者代理人はサービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。

②利用者及び利用者代理人が利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

③事業者は利用者及び利用者代理人からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間を提示して協議するものとします。

④利用者及び利用者代理人は利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。この場合、利用者及び利用者代理人はすでに実施されたサービスに対する利用料金の精算と居室等の原状回復義務を利用最終日に行うものとします。

第 14 条　（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合

② 利用者が死亡した場合

③ 利用者又は利用者代理人が本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日

④ 事業者が本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日

第 15 条（利用者の中途解約・契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者及び利用者代理人は契約終了を希望する日の 1 日前までに事業者に通知するものとします。

第 16 条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

①利用者及び利用者代理人が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しが

たい重大な事情を生じさせたとき

②伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき

③利用者の指定認知症対応型短期利用共同生活介護・介護予防認知症対応型短期利用共同生活介護サービス利用が連続して３０日を超過したとき。緊急時の特例的な取り扱いは７日を超過したとき。緊急時の特例的な取り扱いの場合にやむを得ない事情がある場合には１４日を超過したとき。

④次のいずれかに該当し、小人数による共同生活を営むことに支障が生じると事業者が判断したとき。

㋐ 認知症状に伴う著しい精神状態を伴うとき。

㋑ 認知症状に伴う著しい行動異常があるとき。

㋒ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるとき。

㋓ 身体的能力の低下が著しく、介護の重度化が長期に亘るおそれがあるとき。

⑤利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第 17 条（損害賠償）

1　事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

2　事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。

3　利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第 18 条（秘密保持）

1　事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2　あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供をすることができます。

第 19 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第 20 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を弐通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その壱通を保有します。

令和　　年　　月　　日

契約者氏名

利用者　　（住所）

（氏名）　　印

利用者代理人（住所）

（氏名）　　印

身元引受人　（住所）

（氏名）　　印

事業者　　（所在地）

（名称）

（代表者名）　　印